（介護保険法施行規則の一部改正）

第二条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三十六条の三十の二	第三十六条の三十の二
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）
情報公表対象支援情報を　対象事業者を　情報公表対象支援情報（指定障害児入所施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下この条において同じ。）に係るものを除く。）を	情報公表対象支援情報を　対象事業者（指定障害児入所施設等の設置者を除く。）を　情報公表対象支援情報（指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下この条において同じ。）に係るものに限る。）を
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）
第三十六条の三十の四　情報公表対象支援を　情報公表対象支援（指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。）を除く。）を	第三十六条の三十の四　情報公表対象支援を　情報公表対象支援（指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）に限る。）を
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）
第三十六条の三十の五　都道府県知事	第三十六条の三十の五　都道府県知事
第三十六条の三十の六第三十項	（新設）
第三十六条の三十二の四　中核市の市長	第三十六条の三十二の四　中核市の市長
第三十六条の三十三第二項	第三十六条の三十三第二項
第三十六条の三十五第二項	第三十六条の三十五第二項
第三十六条の三十八第二項	第三十六条の三十八第二項
第三十六条の三十九の二	第三十六条の三十九の二
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）

改正後	改正前
（指定通所介護事業者に係る指定の申請等）	（指定通所介護事業者に係る指定の申請等）
第百十九条　（略）	**第百十九条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき第百三十条の三に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第	4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき第百三十条の三に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第